

6 商店街の地区等に所在する大規模小売店舗内の販売場に係る特例

(商店街の地区等に所在する大規模小売店舗内の販売場に係る特例)

問93 商店街に所在する大規模小売店舗の設置者が、その商店街に係る商店街振興組合等の組合員である場合、当該大規模小売店舗内の販売場は、当該商店街内の免税手続きカウンターを利用できるとのことですが、その概要について教えてください。

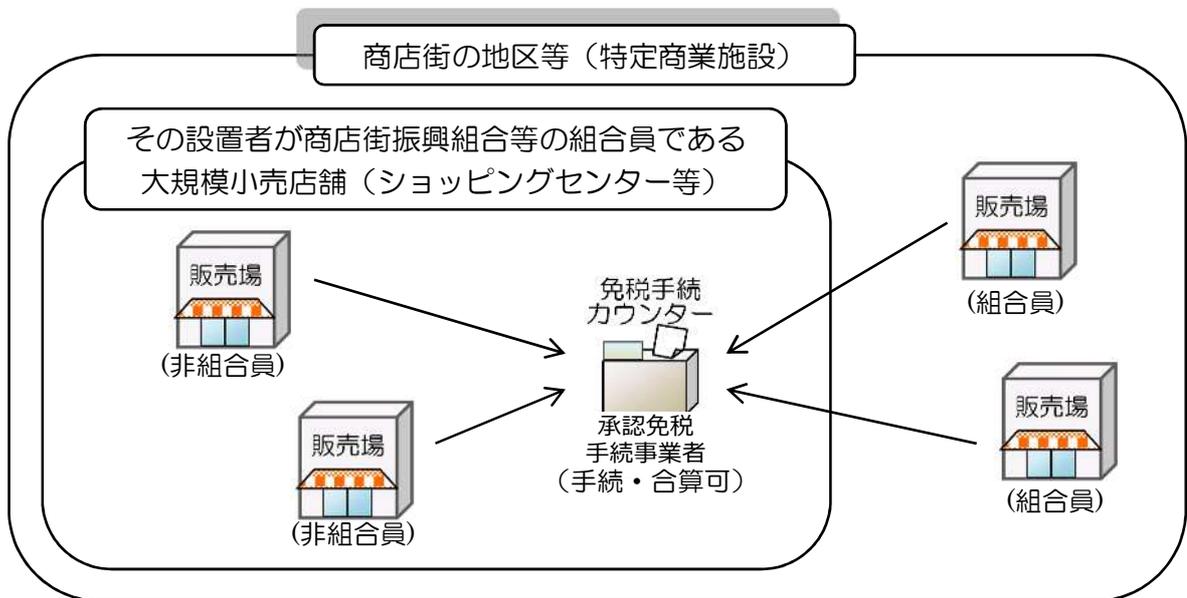
【答】

商店街の地区等^(注)にショッピングセンター等の大規模小売店舗を設置している者が、その商店街に係る商店街振興組合又は中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合（以下「商店街振興組合等」といいます。）の組合員である場合には、当該大規模小売店舗内で販売場を経営する他の事業者（非組合員）は、当該販売場を商店街の地区等に所在する販売場とみなして、手続委託型輸出物品販売場の許可を受けることができます（消令18の2⑤）。

当該特例を適用して許可を受けた大規模小売店舗内の手続委託型輸出物品販売場と当該商店街の地区等に所在する手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続については、一の承認免税手続事業者が代理することができます。

また、それぞれの販売場の販売価額（税抜）の合計額を一般物品と消耗品の別に合算して、免税販売の対象となる購入下限額以上かを判定することもできます（消令18の3①）。

(注) 「商店街の地区等」とは、商店街振興組合の定款に定められた地区及び事業協同組合における一の商店街が形成されている地域をいいます（消令18の2④⑤）。



(商店街の地区等に所在する販売場とみなす場合の手続委託型輸出物品販売場の許可申請手続)

問94 当社は、商店街振興組合の組合員が設置する大規模小売店舗内で販売場を営んでいます。今般、当該販売場について、商店街の販売場と共同で免税手続カウンターを利用するために手続委託型輸出物品販売場の許可を受けようと考えていますが、必要な手続について教えてください。なお、当社は当該商店街振興組合の組合員ではありません。

【答】

当該商店街振興組合の組合員ではない場合でも、商店街の地区等に所在する大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合等の組合員である場合は、当該大規模小売店舗内の販売場を商店街の地区等に所在する販売場とみなして手続委託型輸出物品販売場の許可を受けることができます（消令18の2⑤）。

この許可を受けようとする場合には、「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」に次の書類を添付して、納税地の所轄税務署長に申請する必要があります（消法8⑦、消令18の2①、消規則10①二②二）。

なお、この許可を受けるための要件として、当該免税手続カウンターを設置する事業者が、当該商店街の地区等を特定商業施設とする免税手続カウンターを設置することについて、納税地の所轄税務署長の承認を受けていることが必要です（消令18の2⑦）。

≪「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」の添付書類≫

① 販売場が所在する特定商業施設の見取図

- ・ 商店街の地区等の範囲（隣接又は近接する商店街を一の特定商業施設とする場合は、そのことが分かるように記載します。）に販売場及び免税手続カウンターの場所を付記したもの（販売場の場所についてはショッピングセンターやテナントビル等のフロアガイド等に付記します。免税手続カウンターが同ショッピングセンター等内に設置される場合も同様です。）

※ 事業協同組合については、事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域の範囲が分かるよう記載します。

② 承認免税手続事業者との間で締結した免税販売手続（購入記録情報の提供に係るものを除きます。）の代理に関する契約書の写し

③ 組合の定款の写し

- ・ 商店街振興組合にあつては、商店街振興組合法第2条第1項に規定する組合の定款の写し
- ・ 事業協同組合にあつては、中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する組合の定款の写し

※ 隣接又は近接する商店街を一の特定商業施設とする場合は、その一の特定商業施設としたそれぞれの商店街の組合の定款の写しが必要です。

④ 大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合等の組合員であることが確認できる資料

- ・ 組合員名簿等

⑤ 申請者の事業内容が確認できる資料

- ・ 会社案内やホームページ掲載情報等

⑥ 許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料

- ・ 取扱商品リスト、商品カタログ等（主な取扱商品の一覧表等）

⑦ 免税手続きカウンターにおいて免税販売を行うために、販売場から免税手続きカウンターへ連絡（共有）する情報が記載された書類

- ・ 販売場で発行するレシートのひな型、一般物品と消耗品の別が分かる取扱商品リスト等

※ 免税手続きカウンターにおいて、次のイ及びロを行うために使用する書類の写し又は販売場と免税手続きカウンターがシステムで連携している場合は、システムで共有される情報や共有の方法等の具体的な方法を記した適宜の書類

イ 「免税販売手続きの代理に関する契約」を締結している事務委託型輸出物品販売場で販売された物品であることの確認

ロ 免税販売手続きを行う物品が一般物品であるか消耗品であるかの判断

※ ⑤～⑦の資料は、許可要件の確認のため参考として添付してください。

なお、隣接又は近接の関係にある商店街を一の特定商業施設とする場合（消令18の2

⑥の適用を受ける場合）は、次の書類を添付します。

- ・ 隣接又は近接している商店街が連携して行っているイベント等がある場合には、イベント等の共同事業を記載した事業報告書の該当部分の写しその他活動概要が分かるイベント等のちらし等
- ・ 連携したイベント等を行った実績がない場合には、隣接又は近接している商店街が連携して免税手続きカウンターを利用する理由等を記載した書類等

(免税手続カウンターに係る特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する場合の承認免税手続事業者の承認申請手続)

問95 当社は、商店街の地区等に所在する大規模小売店舗内に免税手続カウンターを設置し、当該大規模小売店舗内の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続を代理している承認免税手続事業者です。今般、当該商店街内の販売場の免税販売手続も代理し、当該大規模小売店舗内の販売場と当該商店街内の販売場の免税販売手続を併せて当該免税手続カウンターにおいて行いたいと考えていますが、必要な手続について教えてください。なお、当該大規模小売店舗の設置者は商店街振興組合の組合員です。

【答】

商店街の地区等に所在する大規模小売店舗（当該大規模小売店舗を設置している者が当該商店街の商店街振興組合等の組合員である場合に限り、）を特定商業施設とする免税手続カウンターを設置している承認免税手続事業者が、当該免税手続カウンターを当該商店街の地区等を特定商業施設とする免税手続カウンターに変更するためには、新たに承認免税手続事業者の承認を受ける必要があります（消令18の2⑫）。

この承認を受けようとする場合には、「承認免税手続事業者承認申請書」に特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する旨を記載し、次の書類を添付の上、納税地の所轄税務署長に申請する必要があります（消令18の2⑫、消規則10の2③④）。

なお、新たに承認免税手続事業者の承認を受けた場合には、大規模小売店舗を特定商業施設とする従前の承認免税手続事業者の承認の効力は失われます（消令18の2⑫）。

≪「承認免税手続事業者承認申請書」の添付書類≫

- ① 「設置しようとする免税手続カウンター」及び「免税手続カウンターを設置しようとする特定商業施設（商店街及び大規模小売店舗）」の見取図
 - ・ 商店街の地区又は地域の範囲（隣接又は近接する商店街を含めて一の特定商業施設とする場合はそのことが分かるように記載します。）に当該地区等に所在する免税手続カウンターの設置場所及び免税販売手続を代理する販売場を付記したもの
 - ※ 事業協同組合については、事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域の範囲が分かるよう記載します。
- ② 免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類
 - ・ 免税販売手続マニュアル等
- ③ 特定商業施設に該当することを証する書類
 - ・ 商店街振興組合にあつては、商店街振興組合法第2条第1項に規定する組合の定款の写し
 - ・ 事業協同組合にあつては、中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する組合の定款

の写し

※ 隣接又は近接の関係にある商店街を一の特定商業施設とする場合（消令18の2⑥の規定の適用を受ける場合）は、次の書類を併せてご提出ください。

- ・ 隣接又は近接している商店街が連携して行っているイベント等がある場合には、イベント等の共同事業を記載した事業報告書の該当部分の写しその他活動概要が分かるイベント等のちらし等
- ・ 連携したイベント等を行った実績がない場合には、隣接又は近接している商店街が連携して免税手続カウンターを利用する理由等を記した書類等

④ 現に免税販売手続を代理している手続委託型輸出物品販売場ごとの次の書類

イ 手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称及び納税地並びに当該販売場の名称及び所在地を記載した書類

ロ 承認免税手続事業者が新たに承認を受けようとする商店街の地区等を特定商業施設とする免税手続カウンターにおいて、引き続き当該承認免税手続事業者が免税販売手続を代理することについて、当該大規模小売店舗内で手続委託型輸出物品販売場を営する事業者が同意すること又は同意しないことが確認できる書類^(注)

⑤ 大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合等の組合員であることが確認できる資料

- ・ 組合員名簿等

⑥ その他参考となるべき書類

イ 申請者の事業内容が確認できる資料

- ・ 会社案内やホームページ掲載情報等

ロ 免税販売手続を行う人員の配置状況が確認できる資料

- ・ 免税手続カウンターの見取図に人員の配置状況を付記したもの等

※ ⑥の資料は、承認要件の確認のため参考として添付ください。

(注) 当該大規模小売店舗内で手続委託型輸出物品販売場を営する事業者が、当該商店街の地区等を特定商業施設とする免税手続カウンターにおいて、引き続き免税販売手続を代理させるためには、承認免税手続事業者が引き続き免税販売手続を代理することに同意することが必要です（問96参照）。

(大規模小売店舗内の手続委託型輸出物品販売場の手続)

問96 当社は、大規模小売店舗内で手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者です。今般、免税販売手続を代理させている承認免税手続事業者から、「免税手続カウンターに係る特定商業施設の区分を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する」旨の連絡がありましたが、この場合、当社はどのような手続が必要ですか。

【答】

商店街の地区等に所在する大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合等の組合員である場合には、当該大規模小売店舗内で販売場を経営する他の事業者は、当該販売場を当該商店街の地区等に所在する販売場とみなして手続委託型輸出物品販売場の許可を受けられることができるとされています（消令18の2⑤）。

当該販売場が、既に大規模小売店舗を特定商業施設とする手続委託型輸出物品販売場の許可を受けている場合には、免税販売手続を代理させている承認免税手続事業者が特定商業施設を大規模小売店舗から商店街の地区等に変更する承認を受けることにより、当該販売場は商店街の地区等に所在する販売場として免税販売手続を代理させることができます。

承認免税手続事業者に引き続き免税販売手続を代理させるためには、承認免税手続事業者に引き続き免税販売手続を代理することに同意する旨の書類を提出する必要があります（消令18の2⑬、消規則10の2⑤）。

《現在の承認免税事業者に引き続き免税販売手続を代理させることに同意した場合》

当該承認免税事業者が承認を受けた日に、商店街の地区等を特定商業施設とする手続委託型輸出物品販売場の許可を受けたものとみなされるため、旧手続委託型輸出物品販売場の許可の効力は、同日限り失われます。

なお、改めて税務署への許可申請等の手続を行う必要はありません（消令18の2⑬）。

《現在の承認免税事業者に引き続き免税販売手続を代理させることに同意しない場合》

新たな承認免税事業者が承認を受けた日以後は、現在の承認免税事業者に免税販売手続を代理させることができなくなります。

販売場が引き続き免税販売を行うためには、改めて一般型輸出物品販売場の許可を受ける（消令18の2⑮）、又は「輸出物品販売場廃止届出書」を提出の上、手続委託型輸出物品販売場の許可を受ける必要があります（消令18の2②二⑰）。

また、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。